

高木喜太郎殿

全後業員一同

誓約書

一 当工場ハ後末五場主ノ總轄ノ下ニ雇傭契約締結ナリシカ  
本回管理者ヲ設定セラレタルニ依リ一部改正ノ件兼諾  
候也

一 職五解雇ノ件職五ハ故意ニ依リ五場備付ノ器具又ハ機  
械ヲ毀損セシメタル場合ハ解雇セラル、又異議ナキコト  
例ハ大正十二年十一月八日職五山崎榮吉及小野留福等ハ酒  
醉ノ上トハ虽モ然カモ神聖ナル五場ニ有害ナル惡例アリ  
テハヲ考料シ涙ヲ吞テ解雇セラレタルヲ兼認候自分等  
ハ今般斯様ナル席有之矣節ハ五場規定第十條ニ適用  
セラル、モ異議ナキコト

一 従業時間 毎午前七時ヨリ午後六時迄(従前通)

一 怠慢防止 毎半ヶ月ノ公休日共三日以上、休業者ハ普通  
工賃ヨリ左ノ通安価ヲ以テ支給セラル、コト

イ 生地部  
ロ 窯部

一割半  
二割

一 後末ハ五場主ト直接交渉ナシタルモ今後ハ左記ニ依ル  
件以外ハ關係無之矣第十一、十二、十七條ニ該当スルモノ  
右誓約仕リ矣如斯

大正十二年十二月一日

全職五一同

管理人

宛

証

今般誓約書ヲ職五一同ヨリ捺印ノ上提出スルコトヲ責任ヲ  
以テ誓約仕リ矣

大正十二年十一月三十日

右代表者 吉田若保

石山松山 杉浦 管理人殿

証 証